

府中町特殊詐欺対策機器購入事業補助金要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特殊詐欺による高齢者の被害を防止するため、特殊詐欺対策機器を購入する者に対し、予算の範囲内において、府中町特殊詐欺対策機器購入事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、府中町補助金等交付規則（昭和43年規則第13号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特殊詐欺 電話その他の通信手段を用いて人を欺き、現金その他の財物をだまし取る行為をいう。
- (2) 特殊詐欺対策機器 固定電話機又は固定電話機に接続して用いる装置であって、次のいずれかの機能を有するものをいう。
 - ア 事前に登録していない電話番号からの着信に対する注意を促す機能
 - イ 通話の内容を自動的に録音し、かつ、着信の相手に対し録音を行う旨の応答を自動的に行う機能
 - ウ 特殊詐欺を目的としていることが疑われる電話番号からの着信を自動的に切断する機能

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有し、かつ、居住していること。
- (2) 世帯員全員が当該事業年度の末日において65歳以上であること。
- (3) 世帯員全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 世帯員全員が過去に補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 町税（延滞金を含む。）の滞納がないこと。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が居住する住宅に特殊詐欺対策機器を設置する事業とし、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業のために直接要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、1万円を限度とする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、府中町特殊詐欺対策機器購入事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、特殊詐欺対策機器を購入又は設置した日から起算して1年以内に、町長に提出しなければならない。ただし、確認すべき事項を公簿等により確認できるときは、当該書類の提出を省略することができる。

- (1) 特殊詐欺対策機器の購入に係る領収書（申請者の氏名並びに特殊詐欺対策機器の品名、品番、本体価格、購入事業者名及び購入日の記載があるものに限る。）の写し
- (2) 購入した特殊詐欺対策機器の機能が記載されているカタログ等の写し
- (3) 住民票の写し
- (4) 口座名義人、口座番号等が明記されている通帳又はキャッシュカードの写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び額の確定)

第7条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、府中町特殊詐欺対策機器購入事業補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第2号）により、補助金を交付しないことを決定したときは府中町特殊詐欺対策機器購入事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第8条 町長は、前条の規定によりその額を確定した後、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定及び額の確定の取消し)

第9条 町長は、申請者が次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) その他町長が補助金の使途を不適当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定及び額の確定の全部又は一部を取り消したときは、府中町特殊詐欺対策機器購入事業補助金交付決定（一部）取消通知書兼額確定（一部）取消通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定及び額の確定の全部又は一部を取り消した場合は、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和7年1月1日から施行する。

様式目次

様式番号	名称	規定条文
様式第1号	府中町特殊詐欺対策機器購入事業補助金交付申請書兼実績報告書	第6条
様式第2号	府中町特殊詐欺対策機器購入事業補助金交付決定通知書兼額確定通知書	第7条
様式第3号	府中町特殊詐欺対策機器購入事業補助金不交付決定通知書	第7条
様式第4号	府中町特殊詐欺対策機器購入事業補助金交付決定（一部）取消通知書兼額確定（一部）取消通知書	第9条